

資料 1

福祉有償運送に関する相談案件について（申請期間 5/1～5/23 中）

1 法人格要件に関して

（市内町内会長・前自治連会長 2 名来庁）

- ・ 町内で高齢化が進み、助け合い輸送が行われつつある。団塊世代などで意欲のあるグループもある。制度を利用して、町内会事業として立上げを検討したいが、NPO 法人設立しても、法人維持の事務負担で、倒れていくところも多いと聞く。
- ・ すでに法人格のあるところで、ボランティアセンター的な受入れ事業をつくってもらえないか（社会福祉協議会や、ファミリーサポートセンター事業など）

（個人ボランティア電話相談）

- ・ 会社を退職し、地域で運転ボランティアをしたいが、個人ではできないのか。
- ・ 市では個人ボランティアが登録できるようなところ（事業）はないのか。

2 運転ボランティア育成について

（個人電話相談）

- ・ 運転ボランティアはしたいが、運転者講習も費用が高額である（2 日間 1 万 5 千円）活動に参加するにも負担が大きい。助成制度はないか。

3 車両配備について

（個人ボランティア電話相談）

- ・ 福祉車両が必要だと思うが、購入補助・改造補助はあるか？
- ・ 市の社協の運転ボランティアでは、車を貸してくれるときいたが、今回の制度（福祉有償運送）制度とは違うという。公民館の市の車を貸してほしい。（家族も使うので自家用車は持ち込めない。）

4 料金・介護事業との整合の課題

（居宅支援事業所 NPO 理事来庁）

- ・ すでに 43 条許可＋ぶらさがり 78 条で許可取得
- ・ 自立支援法・介護保険事業を主として行い、制度外事業については、ケアプランにて特定旅客事業による個別事業でしている。介護給付事業と連続した補完事業としてならできることだが、移送自体を単独事業で実施することは難しい。

5 事業区域の区分について

（福祉有償運送事業者）

- ・ 草津市の会員もうちで受けるというよりは、草津市の事業者を育成することが先決。既存会員へのサービス低下は避けたい。